

退職管理の適正の確保について

平成26年5月に公布された地方公務員法の一部改正により、平成28年4月から、離職後に企業等に再就職した元職員（＝再就職者）による働きかけが禁止されます。

また、再就職者から働きかけを受けた現職職員は、公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

働きかけ…再就職者が在籍する企業等と深谷市との間で締結される契約、または行政処分（許認可等）に関し、現職職員に対し職務上の行為をするよう（しないよう）に要求又は依頼すること。

規制の理由

職員は、離職後であっても現職職員に対し、在職時の地位に応じて一定の影響力を有していると考えられ、再就職者が就職先である企業等のために現職職員に働きかけを行うこと自体が、公務の公正及びこれらに対する住民の信頼を損ねるおそれがあるため

規制の内容

在職中の地位等により、規制内容や期間が異なります。

主体	規制内容	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務（※1）に関して現職職員へ働きかけること	離職後2年間
	在職中に自らが決定した（※2）契約や行政処分（許認可等）に関して現職職員へ働きかけること	期間の定めなし
離職前5年間よりも以前に部長職に就いていた再就職者	その部長職に就いていた時の職務（※1）に関して現職職員へ働きかけること	離職後2年間

（※1）「職務」とは、在職中に部長職・次長職だった場合、所属した「部」が所管した業務に関すること、在職中に課長職以下の職位だった場合、所属した「課」が所管した業務に関すること

（※2）「自ら決定した」とは、決裁者（職務権限規程に基づく専決を含む）となった場合

◆働きかけに該当しない場合（地方公務員法第38条の2第6項）

- 1号 試験・検査・検定など、行政庁からの委託等を受けてその事務の一部を行う法人に再就職した職員が、当該事務を行うために必要な場合等
- 2号 法令や契約に基づく権利を行使したり、義務を履行する場合等
- 3号 法令に基づく申請及び届出を行う場合
- 4号 一般競争入札等における、売買、賃借、請負等の契約を締結するために必要な場合
- 5号 法令又は慣行により公開されている情報の提供を求める場合
- 6号 水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するもので、市長の承認を得て行う場合

規制違反者への制裁措置

規制に違反した者には、制裁措置が適用されます。

■再就職者への制裁措置

規制違反の内容	制裁措置（罰則）
再就職者が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
再就職者が現職職員に対して、働きかけをした場合 ※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。	10万円以下の過料

■現職職員への制裁措置

規制違反の内容	制裁措置（罰則）
現職職員が再就職者の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
現職職員が再就職者から働きかけを受けた事実を公平委員会に届けなかった場合	懲戒処分の対象
現職職員が不正な行為をすること等の見返りとして、企業等に対して他の職員又は元職員を当該企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役
現職職員が不正な行為をすること等の見返りとして、企業等に対して自身が当該企業等の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役